

大阪市立真田山小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級においても起こりうる。」という認識のもと、「心豊かで、進んで課題に取り組むたくましい子」の育成のために「真田山小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

「真田山小学校における人権教育・啓発推進計画」に基づき、未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① 人権尊重の精神を基盤とした教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さない」児童の育成を図る。
- ② 「いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうる」という事実を踏まえ、すべての子どもについて、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ③ 地域全体で児童を見守り、児童の健全育成を図るため、学校と地域、家庭が連携した対策を推進する。
- ④ いじめを認知した場合は、教職員がチームとなって、早期解決に向けて迅速かつ組織的に対応する。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 習熟度別指導、少人数指導、チームティーチングなどによる指導など多様な学習形態の工夫を行う。
- ② 個に応じた指導・支援を行い、基礎的・基本的な学習内容の定着に取り組む。
- ③ 授業研究・研究会・研修会等を通して、教職員の資質を高める。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 道徳教育を実践し、互いに認め合い、思いやりのある心を育てる。
- ② グループ学習や協同的な活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進める。
- ③ 学級活動や児童会活動の活性化を図り、児童の自主的な活動を育む。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育や学級活動を充実させ、互いに尊重し合える集団づくりを進めあらゆる教育活動を通じて、命の大切さや互いに思いやることの大切さを実感できるようにする。
- ② いじめの構造を認識し、「加害者」だけでなく「傍観者」もいじめられている児童にとってはいじめを支持する存在になることを理解させる。
- ③ パソコンや携帯電話等によるいじめを許さない、情報モラルに関する指導をすすめる。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知・対応する。

- ① 些細な変化にも気づくことができるよう、きめ細かい児童観察に努める。
- ② 養護教諭や他の教職員と連携を密にし、いじめに関する情報を収集、共有する。
- ③ いじめアンケート調査を実施、活用するとともに、必要に応じて教育相談（個人面談）を行う。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。
- ⑤ 大阪市こども相談センター等、外部機関との連携をすすめる。
- ⑥ いじめに関する相談窓口を周知する。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 校内に「いじめ問題対策委員会」（生活指導委員会）を組織し、全教職員が連携、情報を共有して問題解決に取り組む。
- ② いじめ事案の発見・通報を受けた場合は、管理職およびいじめ問題対策委員会へ報告する。
- ③ 事実確認を行い、被害児童の安全・安心の確保とケア、加害児童への聞き取りと指導に努める。
- ④ いじめが確認できた場合は、保護者に事実関係を連絡し、家庭と連携して問題の解決にあたる。
- ⑤ 警察等関係諸機関との連携を図る。
- ⑥ ネット上のいじめに対して、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に組織的に対応するため「いじめ問題対策委員会」を設置する。

<構成>

校長、副校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育主担、特別支援教育コーディネーター、登校支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、当該学級担任

<役割>

- ・いじめの未然防止等に関する取り組みの実行、進捗状況の確認、検証。
- ・いじめに関する情報や児童の問題行動に関わる情報収集や記録、共有。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導および支援方針の決定、保護者との連携を行う。

<年間計画>

- ① 調査等
 - ・児童対象アンケート (学期に1回、年3回)
 - ・個人懇談、教育相談 (年2回 (学期末) および必要に応じて随時)
- ② 研修会等
 - ・人権教育研修会 (年1回)
 - ・生活指導部会 (毎月)

- ・学年連絡会 (毎週1回)

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だより、学年だより等による情報発信・啓発を行う。
- ② 学校協議会へ提案し、家庭・地域と連携した協力体制の構築に努める。
- ③ 必要に応じて、地域諸団体や関連機関と連携した対応を行う。

(3) 取り組み内容の検証

- ① 各学級やいじめ問題対策委員会の取り組みについて、P D C Aサイクルを活用して、検証を行う。
- ② 「運営に関する計画・自己評価」等を通じて、検証を行う。

7. 重大事案への対処

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
 - ・ いじめ問題対策委員会を中心に、事実関係を正確に把握し、迅速かつ丁寧な対応を進める。
 - ・ 被害児童およびその保護者への適切な情報提供を行う。

※ いじめ発見の際の流れ

